

# 年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について
- III. 約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組結果について
- IV. 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録（約6.9万件）の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について
- V. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況について

平成22年7月27日  
日本年金機構



# I . 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況



# 工程表早期対応項目の状況

事項	工程表の目途	残件数 (6月末)	月間必要処理件数 (6月末残÷目標まで月数)	処理実績						評価
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	
特別便	21年3月まで受付	22年7月 (共済照会分除く ※1)	地方 33,516 ※2 (33,516)	16,778	21,697	34,136	26,352	28,139	36,015	A・・・32県 B・・・8県 C・・・7県
	21年4月～ 22年3月まで受付	22年9月(処理困難分を除く) 22年7月(処理困難分を除く)	地方 118,490 (39,497)	42,893	59,409	69,780	37,362	27,661	32,677	A・・・26県 B・・・3県 C・・・17県 残なし・・・1県
	フォローアップ	22年7月 (22年3月までの 情報提供分 ※3)	19,972 ※4 (19,972)	8,039	7,438	10,612	8,064	17,419	16,399	A・・・27県 B・・・2県 C・・・3県 残なし・・・15県
	グレー便	22年7月	1,276 (1,276)	886	1,260	2,133	1,158	8,277	934	A・・・13県 B・・・0県 C・・・2県 残なし・・・32県
黄色便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 95,853 (15,976)	9,799	22,706	25,636	20,199	14,806	14,307	A・・・30県 B・・・4県 C・・・13県
定期便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	本部 99,767 (16,628)	3	100,107	130,991	38,137	31,472	9,998	A・・・19県 B・・・3県 C・・・25県
			地方 333,955 (55,659)	29,638	42,601	59,255	39,694	32,967	31,725	
受給者便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	本部 213,144 (35,524)	1,964	88,267	139,489	8,367	8,664	108,312	A・・・27県 B・・・2県 C・・・18県
国年特殊台帳	2次審査	22年6月	125,724 (20,954)	165	7,013	19,902	16,700	19,504	16,735	A・・・27県 B・・・2県 C・・・18県
	2次審査後の本人照会 および記録補正	22年9月	0 (0)	1,190	25	5	78,784	59,894	0	残なし・・・47県
			12,593 (4,198)	3,021	3,104	4,212	3,728	19,461	3,679	A・・・14県 B・・・1県 C・・・4県 残なし・・・28県

※1 共済組合等と調整を要するものについては、工程表上、7月末目途処理目標の対象外となっているが、6月以降7月末までに共済組合等から回答があったものについては、9月末を目途として処理したいと考えている。

※2 6月末の残件数約5.6万件から、6月末時点での共済照会分約2.3万件(精査中)を控除したもの

※3 市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末目途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月末までに情報提供があったものについては、9月末を目途として処理したいと考えている。

※4 3月末までの情報提供分の6月末残件数

(注) 評価は、6月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」  
6月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合は「B」  
6月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」  
ただし、6月末残件数が100件未満の場合は「A」とする

## 工程表における早期対応事項の履行状況

### 1 6月末を処理期限としているもの

- ① 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ（2次審査）
  - ・ 6月末処理終了。今後、9月末を目途に、補正が必要と判断された記録のご本人へのお知らせを行う。
- ② 標準報酬等の遡及訂正事案のうち、2万件戸別訪問対象の従業員事案の年金事務所段階での記録回復
  - ・ 6月末処理終了。

### 2 7月末を処理期限としているもの

- ① 平成21年3月以前受付分のねんきん特別便（共済照会分を除く）
  - ・ 地方組織における7月第3週段階の残数は約9千件（磁気媒体に係る国民年金被保険者名簿関連分（CSVデータ関連分）（※）の確認が必要なものを含めると約1万6千件。6月の月間処理件数は36,015件）。
  - ・ 各ブロック本部からの報告によれば、CSVデータ関連分を除き、概ね7月末までに終了する見込み。
  - ・ 本部分における7月第3週段階の残数は約3千件であり、概ね7月末までに終了する見込み（6月の月間処理件数は42,290件）。

※ 市町村から磁気媒体（CSV）の形態で提供された国民年金被保険者名簿については、電子画像化を行ったが、一部の市町村において、納付期間が当該市町村のオリジナルのデータと比較してずれて表記されている等の不備が発見されたことから、現在照会作業を一時停止中。全市町村分の検証を行う予定。

- ② フォローアップ照会（4月以降市町村から情報提供されたものを除く）
  - ・ 6月末の残数は19,972件（6月の月間処理件数は16,399件）。
  - ・ 各ブロック本部の報告によれば、概ね7月末までに終了する見込み。
- ③ 厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査（グレー便）
  - ・ 6月末の残数は1,276件（6月の月間処理件数は934件）。
  - ・ 各ブロック本部の報告によれば、概ね7月末までに終了する見込み。

## 年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度												23年度	24年度	25年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月									
<b>1 ねんきん特別便</b> (1) 受給者及び事務所来訪加入者  ① 21年3月以前受付分  ② 21年4月から22年3月までの受付分  (2) 加入者  ① 21年3月以前受付分  ② 21年4月から22年3月までの受付分	処理困難ケース			→			〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕											
	→												〔 22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く) 〕					
	処理困難ケース			→			〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕											
	→												〔 22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く) 〕					
<b>2 フォローアップ照会</b>	→												〔 22年7月末を目途に確認作業を行う (市区町村からの情報提供が遅れたものを除く) 〕			現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
	→												〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕			グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討		
<b>3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査</b>	→												〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕					
※22年3月末で未処理のグレー便対象案件																		
<b>4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)</b>	→												〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕					
※22年3月以前受付分																		
<b>5 ねんきん定期便</b>	→												〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕					
※22年3月以前受付分																		
<b>6 標準報酬等の遡及訂正事案</b>	→			〔 22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める 〕						これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討								
※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復																		
<b>7 年金事務所段階での記録回復の促進</b>	→												・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討					

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。</li> <li>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。</li> <li>・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施</li> </ul> </div>												
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           発送         </div>										22年11月末までに送付を完了		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           処理         </div>										<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)         </div>		
10 厚生年金基金記録との突合せ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)         </div>										<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める         </div>		
	▲4月を目途に1次審査開始					▲10月を目途に2次審査開始							
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	国年特殊台帳等												
	▲6月末までを目途に二次審査終了					▲9月末までを目途に本人にお知らせ							
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。</li> <li>・23年度までの2年間に集中的に取り組む。</li> </ul> </div>										国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿		
	▲秋ごろまでには作業開始												
12 再裁定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再裁定の進達： 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。</li> <li>○再裁定の処理： 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。</li> <li>○時効特例給付： 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。</li> <li>○特別加算金の支給： 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</li> </ul>												

※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認
  - ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
  - ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ② 相談体制の整備
- ③ 関係団体等への協力依頼
- ④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討